

亀山市消防力充実強化プラン

(平成24年度～平成28年度)



亀山市消防本部

消防力充実強化プランの策定に当たって

東日本大震災を契機として、近い将来における東海・東南海・南海三連動地震の発生がクローズアップされ、幾度となく警鐘が鳴らされている中で、国民の安心・安全に対する関心がより高まりを見せています。

全国の地方自治体では、今まさに防災対策の議論を活発化させ関連施策を積極的に推進される中で、亀山市は、「第1次亀山市総合計画後期基本計画」において、まちの防災力を強めることを戦略の視点とした「まち守りプロジェクト」を位置付け、防災力の強化に向けた施策を展開しています。

こうした状況の下、消防防災の中心的な役割を担い火災その他の災害から地域住民のいのちと暮らしを守ることを任務としている消防機関は、新たな消防需要等を的確に把握し、地域の実情に応じた消防防災体制を体系的に整備していくことが求められています。

一方、後期基本計画では、消防力の充実・強化を位置付けています。亀山市消防本部では、その具現化に向け「亀山市消防力充実強化プラン」を策定いたしました。

このプランを着実に推進し、その実効性を担保していくためには、消防に関わるすべての人が、亀山市行財政改革大綱の基本方針等を正しく認識しつつ、「防災に強いまちづくり」を目指すとの目標を共有し、凜とした姿勢と不断の努力を積み重ねていくことが、市民の期待と信頼に応えていく道筋であると考えています。

平成25年2月

亀山市消防長 渥美正行

目 次

1	プランの目的	1
2	プランの期間	1
3	策定の経緯と背景	1
4	プランの基本方針	2
5	基本施策の設定	3
6	個別施策の設定	3
7	施策の展開	
	基本施策1：消防施設・消防資機材の整備	5
	基本施策2：消防組織・消防体制の充実	9
	基本施策3：通信体制の整備	13
	基本施策4：救急体制の強化	16
	基本施策5：防火対策の推進	23
	基本施策6：地域防災力の強化	28
	基本施策7：消防団の充実強化	31
	基本施策8：災害対応力の強化	35
	基本施策9：広域連携体制の充実	40
8	プランの推進に向けて	41

1 プランの目的

本プランは、亀山市消防本部の消防力の整備の基本となるもので、「第1次亀山市総合計画後期基本計画（以下「総合計画」という。）」の方針を踏まえ、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」に基づく消防計画及び「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」に即し、消防力の整備の方向を中期的に示す部門別計画として、消防機関が市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護するため、迅速かつ効果的に対応できるよう消防力を充実し、強化することを通じて、亀山市の防災力の強化を図ることを目的とする。

2 プランの期間

本プランの期間は、「総合計画」の計画期間と同様、平成24年度を初年度とし5年間とする。

計 画 期 間	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	第1次亀山市総合計画 後期基本計画				
	亀山市消防力充実強化プラン				

3 策定の経緯と背景

平成22年4月に「亀山消防のあり方検討会（分科会）」を設置し、消防を取り巻く課題を協議テーマとして掲げ、これまでに

- ①消防の広域化
- ②指令台の共同運用
- ③指揮隊の運用
- ④北東分署の新設

について協議・研究を重ね、平成23年度に消防科学総合センターへ調査委託し、消防力の適正配置に関する調査を実施した。

こうした経緯の下、平成24年度の組織改編により「北東分署建設準備室」、「指揮支援隊」を設置し新しい体制を確立した。

総合計画で示す「消防力の充実・強化」については、現状と課題を分析し施策の方向を推進するための関連施策として、

- ①消防広域化の協議
- ②消防職員・消防団員の人材の育成
- ③指揮隊運用を含めた消防・救急体制の強化
- ④消防救急無線のデジタル化を含めた消防施設・設備の充実
- ⑤人口が増加傾向にある市北東部地域の消防力の強化
- ⑥住宅用火災警報器の設置促進

- ⑦将来の防火・防災活動を担う人材の育成
- ⑧防火対象物・危険物施設への立入検査を実施、防火・保安体制の強化
- ⑨関係機関との連携を図り、病院収容までの時間短縮及び傷病者の症状に応じた病院への迅速かつ適切な救急搬送
- ⑩AEDの取り扱いも含めた救命講習会の継続実施
- ⑪応急手当の普及啓発活動の推進

を掲げた。これ以外にも、国や県では、内閣府により発表された南海トラフの巨大地震による被害想定等を受け、地震対策の見直しが図られているところであり、動向を注視しつつ、近い将来発生が危惧されている東海・東南海・南海三連動地震等による大規模災害時の対応等、消防力の充実・強化を確実に図っていくためには、具現化した主な取り組みが必要であると判断し本プランを策定することとした。

4 プランの基本方針

本プランは、将来の亀山市消防本部のあるべき姿を追求した3つの「基本方針」を柱として、消防力の充実・強化を図るための各種の施策を展開する。

基本方針1 市民ニーズに対応できる体制を整備する。

- ・消防署所の適正配置
- ・消防車両その他必要な資機材の配備
- ・119番受信体制の整備
- ・専門的で高度な知識を有する消防職員の確保と育成
- ・救急需要に対応できる体制の整備 など

基本方針2 市民や地域との協働で防災力を高める。

- ・住宅の防火対策や放火防止対策
- ・防火対象物や危険物施設の安全対策
- ・幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び女性防火クラブの育成
- ・消防団の活性化 など

基本方針3 大規模災害等に適切に対応できる体制を構築する。

- ・消防相互応援協定の充実及び緊急消防援助隊の強化 など

5 基本施策の設定

安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりとともに、年々拡大傾向にある市民ニーズに対応できる消防力の充実・強化を図るため、「基本方針」に対応させて9つの基本施策を掲げる。

基本方針	基本施策
市民ニーズに対応できる体制を整備する	1 消防施設・消防資機材の整備
	2 消防組織・消防体制の充実
	3 通信体制の整備
	4 救急体制の強化
市民や地域との協働で防災力を高める	5 防火対策の推進
	6 地域防災力の強化
	7 消防団の充実強化
大規模災害等に適切に対応できる体制を構築する	8 災害対応力の強化
	9 広域連携体制の充実

また、平成28年度までに目指すべき数値目標が設定できる場合にあっては、数値目標を掲げる。

6 個別施策の設定

9つの基本施策ごとに、現状と課題を整理し、施策の方向と主な取り組みを掲げた「個別施策」を設定する。

基本施策	個別施策
1 消防施設・消防資機材の整備	1-1 消防署所の整備
	1-2 消防車両の整備
	1-3 消防水利の整備
	1-4 消防資機材の整備
2 消防組織・消防体制の充実	2-1 組織の再編
	2-2 職員の採用
	2-3 職員の教育訓練
	2-4 職員の高年齢化対策
3 通信体制の整備	3-1 119番受信体制の充実
	3-2 消防通信体制の整備
	3-3 大規模災害発生時における通信体制の整備
4 救急体制の強化	4-1 救急業務の高度化の推進
	4-2 増加する救急業務への対応
	4-3 市民による救命率の向上
	4-4 救急資器材の整備
5 防火対策の推進	5-1 防火思想の普及啓発
	5-2 住宅防火対策の推進
	5-3 建築物の火災予防対策

	5-4 危険物施設の安全対策
6 地域防災力の強化	6-1 各種団体の育成指導 6-2 地域消防力の強化 6-3 消防用設備等の設置促進
7 消防団の充実強化	7-1 消防団員の確保 7-2 消防団の活性化 7-3 消防団員の教育訓練 7-4 消防団施設・装備の整備
8 災害対応力の強化	8-1 高度な救助体制の構築 8-2 救助資機材の整備 8-3 指揮体制の確立 8-4 組織活動力の強化
9 広域連携体制の充実	9-1 消防の広域化 9-2 消防相互応援協定の充実 9-3 緊急消防援助隊の強化

7 施策の展開

基本施策 1：消防施設・消防資機材の整備

本市消防本部では、市民の安心・安全を構築すべく「消防力の整備指針」を基準として、消防施設及び消防資機材等の配備を促進してきた。近年では、平成10年に、名阪国道及び国道1号等の幹線道路において交通事故が多発したことから、事故による負傷者の迅速な救助を目的とした救助工作車を配備し、また、平成16年には、液晶産業の進出に伴い中高層のホテル及びマンション等の建設が相次いだことから、当該建築物の火災に対応するためはしご車を配備している。

このように、本市消防本部では、実情に応じた消防力の充実を推進してきたが、喫緊の課題として位置づけているものは、市北東部地域への署所の建設及び指揮支援隊の確な運用の2点である。前者については、北東部地域の人口増加に伴う救急需要の増加が見込まれる中で、同地域の現場到着時間を短縮するため、早期の建設計画の策定が必要である。また、指揮支援隊の充実は、大規模かつ複雑化する災害現場での安全管理の確保及び円滑・効果的な消防活動遂行上の観点からも、その必要性が高まっている。

そこで、基本施策1では、現場到着時間の短縮を主眼に置いた北東分署の建設及び指揮支援隊の運用に必要な指揮車の配備を掲げるとともに、計画的な車両及び資機材の整備・更新、大地震に備えた耐震性防火水槽の整備など、消防力の目標達成に向けた計画的な取り組みが必要である。

以上のことから、次の個別施策（4）、主な取り組み（11）を推進する。

◆基本施策1における数値目標

区分	現状（平成23年度）	目標（平成28年度）
消防署所の設置数	2	3
消防車両の配備台数	18	21
耐震性防火水槽の設置数	130	140

◆個別施策の内容

個別施策	現状と課題	施策の方向	主な取り組み
1-1 消防署所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 北東部地域への現場到着に時間を要している。 ● 消防需要に即した署所の配置が必要である。 ● 既存の署所は、いずれも水害に弱い場所に位置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場到着時間短縮や変化する消防需要への対応を目的として、北東部地域へ署所を建設する。 ● 既存署所の浸水を想定した活動拠点の確保を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 北東分署建設にかかる建設計画の策定 ② 北東分署の建設 ③ 鈴鹿川氾濫を想定した活動拠点の確保

<p>1-2 消防車両の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 複雑、多様化する災害事案に対し、効果的で効率的な車両の整備・更新が必要である。 ● 現行の経過年数を基準とした車両更新計画に、走行距離等も勘案する必要がある。 ● 分署建設に伴う既存車両の適正配置を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本プランに基づき、消防車両等の適正な整備・更新を行う。 ● 社会情勢、管轄地域の地域実情などを考慮した車両更新を図る。 ● 車両の導入については、機能性及び操作性を重視したぎ装とし、各車両間で統一性のとれた操作性を考慮する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 既存車両の適正な更新 ② 指揮支援隊設置に伴う新規車両の配備 ③ 北東分署の建設に伴う既存車両の配置見直し及び新規車両の配備
<p>1-3 消防水利の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防水利の整備を進める必要がある。 ● 地域間で消防水利の整備状況に差がある。 ● 大型地震に備えて耐震性防火水槽等の整備を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防水利が十分でない地域に対し、優先的な水利整備を行う。 ● 計画的な耐震性防火水槽の整備を進める。 ● 水道管布設事業と連携を図りながら消火栓の整備を促進する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 消火栓の整備 ② 耐震性防火水槽の整備 ③ 消防水利として利用可能な自然水利等の調査・指定水利の検討
<p>1-4 消防資機材の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防用車両に積載する消防資機材の計画的な充実更新が必要である。 ● 各種災害に応じた個人装備の計画的な充実更新が必要である。 ● 職員の高年齢化に配慮した資機材の整備が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資機材の更新時や新規購入時において規格を統一する。 ● 安全性を保持しながら資機材の軽量化を図る。 ● 技術開発に伴う最新の資機材配備を検討する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 消防資機材の適正な配備 ② 消防資機材の計画的な更新

◆主な取り組み別の具体的な内容

1-1 消防署所の整備

①北東分署建設にかかる事業計画の策定

「北東分署建設準備室」及び「亀山消防署北東分署建設検討委員会」を設置し、迅速な出動体制の確保や環境面への影響など多角的な要素を取り入れた北東分署の具体的な事業計画を策定する。

②北東分署の建設

「北東分署建設計画」に基づき、建設にかかる必要な事務を進める。また、建設地は「常備消防力適正配置調査」の結果を重視し、北東地域の現場到着時間の短縮に効果的な場所を選択し、建設する。

③鈴鹿川氾濫を想定した活動拠点の確保

鈴鹿川に氾濫の危険がある場合、避難情報や水位に応じてとるべき本消防本部の行動計画を策定するため、情報収集及び出動体制維持の拠点となる場所を事前に確保すべく、市関係室及び施設管理者等と協議を進める。

「北東分署建設計画」

平成27年度開署を目途に北東分署の建設事業を進める。

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
基本計画	←→				開署予定
事業計画		←→			
用地購入			←→		
地質調査			←→		
建築設計			←→		
建築工事				←→	

1-2 消防車両の整備

「消防力の整備指針」に基づく消防車両の基準台数と現有台数（平成24年8月）

区分	基準台数	現有台数	充足率
消防ポンプ自動車	5台	5台	100%
はしご自動車	1台	1台	100%
化学消防車	1台	1台	100%
救急自動車	4台	3台（予備車除く）	75%
救助工作車	1台	1台	100%
指揮車	1台	0台	0%

※指揮車は平成25年1月に配備予定

①既存車両の適正な更新

車両の経過年数及び走行距離等を勘案した車両の更新計画を策定するとともに、これに基づいた車両の更新を進める。また、車両の更新にあたっては機能性の向上及び各車両間の操作性の統一を考慮する。

②指揮支援隊設置に伴う新規車両の配備

指揮支援隊を設置することに伴い、当該隊の活動を迅速かつ効果的に行うために必要な資機材及び現場活動の安全確保の観点から必要な資機材等を積載した専用車両を

配備する。

③北東分署の建設に伴う既存車両の配置見直し及び新規車両の配備

- ・北東分署建設に伴い、消防車両の合理的な運用の観点から、全署所の配備車両の見直しを実施する。
- ・消防車両の配置見直しに伴い、総合的な消防力強化の観点から更新車両の見直し及び新規車両の導入を検討する。

1-3 消防水利の整備

①消火栓の整備

水道管の布設事業と連携を図りながら、消防水利の基準及び消火活動への有効性などを考慮した箇所へ消火栓の整備を進める。

②耐震性防火水槽の整備

建築物の密集状況及び地域間のバランスなどを勘案しながら、40 m³の耐震性防火水槽を整備する。

③消防水利として利用可能な自然水利等の調査・指定水利の検討

市内及び管轄地域内において、消防水利として使用可能な自然水利を調査し、指令装置反映のためのデータ入力及び記録簿等の作成を行う。また、利用可能な自然水利について、指定水利化の必要性を検討する。

1-4 消防資機材の整備

①消防資機材の適正な配備

技術革新に伴う機材の性能及び職員の操作性を考慮しながら、本市消防本部の規模及び地域の事情などに合致する資機材を配備する。

②消防資機材の計画的な更新

消防車両等の更新と併せて計画的な機材の更新を行う。また、更新にあたっては規格の統一を図るとともに、小型軽量化を進める。

基本施策 2：消防組織・消防体制の充実

平成23年3月に発生した東日本大震災後、市民の安心・安全に対する関心がより一層高まり、幅広くきめ細やかな行政サービスの充実が問われており、消防行政についても点から面的な災害対応を加味した消防組織・消防体制の充実・強化を図る必要がある。

本消防本部においても、出動総件数が年々増加するばかりではなく、日々目まぐるしく変貌を遂げる社会構造や情勢とともに出動事案は複雑多様化しており、現行の消防力のままでは、市民へより良い消防行政サービスの提供が出来かねることが懸念されます。そのため、今後起こりうる様々な各種災害に対応できる防災拠点の整備や資機材等の充実といったハード面と、災害現場での安全管理の確保や消防活動をより効果的に遂行することを目的とした指揮支援隊を配備するなどの体制の強化や人材の育成といったソフト面とのバランスのとれた強固な消防力を構築する必要がある。

さらに、消防力が脆弱な市北東地域の人口増加から、地域によって住民サービスに格差が生じていることを踏まえ、平成27年度から市北東部に分署を開署することを始めとした消防行政サービスの均衡がとれるよう地域の実情を勘案した施設整備及び各署所の適正な人員配置をすることが急務である。

また、消防職員の大量退職が予想される年度が生じることや、高齢者再任用制度等、消防職場の高年齢化を考慮した職員採用など、中長期的なビジョンを持ち、消防力を低下させることのないような計画を立てる必要がある。

以上のことから、次の個別施策（4）、主な取り組み（19）を推進する。

◆個別施策の内容

個別施策	現状と課題	施策の方向	主な取り組み
2-1 組織の再編	<ul style="list-style-type: none"> ● 北東部地域の消防力が脆弱である。 ● 北東分署開署時における全体の職員適正配置が必要である。 ● 職員（各隊）の安全管理、指揮体制が必要である。 ● 複雑多様化する災害に対応できる体制が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 北東部地域の消防力の強化が必要である。 ● 北東分署を含めた消防職員の適正配置を図る。 ● 指揮支援隊を配置する。 ● 各種災害に対応できる体制を検討する。 ● 特殊な災害対応の応援要請を充実させる。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 北東分署の開署（平成27年4月） ② 消防職員の適正配置 ③ 指揮支援隊の配置 ④ 組織の再構築 ⑤ 特殊災害時の応援協定や機能別消防団の発足などの検討
2-2 職員の採用	<ul style="list-style-type: none"> ● 北東分署開署に伴う必要人員の増員が必要である。 ● 消防力の整備指針に基 	<ul style="list-style-type: none"> ● 北東分署開署に伴う必要人員を算出する。 ● 整備指針に基づく人員を整備する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 北東分署開署に伴う新規職員の採用 ② 再任用制度や行政専門員の活用及び

	<p>づく必要人員が充足されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大量退職が予想される年度の計画的な処置が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大量退職者による消防力の低下を防ぐため前倒し採用を行う。 	<p>制度活用時の職場体制を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 人員確保に向けた勤務体制の見直し ④ 計画的な職員採用
2-3 職員の教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度な専門知識や技術に加えて実践力を有する職員の育成が必要である。 ● 職員間において、知識の継承が必要である。 ● 研修会・講習会参加時の人員不足が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の技術向上と知識の継承を目的とした訓練を実施する。 ● 職員の士気を上げるため、適正な人事ローテーションを行う。 ● 研修会・講習会の参加計画を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 研修会・講習会、訓練への派遣 ② 訓練の実施 ③ 職員間の知識の継承 ④ 人事ローテーションの確立 ⑤ 研修参加計画に伴う人員配置 ⑥ 地域密着型職員の育成
2-4 職員の高齢化対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の年齢層がアンバランスになれば、消防力の低下や住民サービスの均衡が一定でなくなるが予想される。 ● 高齢職員による現場活動人員が増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の士気を損なわない職場環境の確立をす ● 職員の安全確保を図 ● 職員が安全に働ける職域を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 勤務体制の見直し ② 安全管理体制の強化 ③ 職域の拡大を検討 ④ 資機材の軽量化

◆主な取り組み別の具体的な内容

2-1 「組織の再編」

①北東分署の開署（平成27年4月）

人口が密集している市北東地域は救急車等の現場到着時間が、全体の平均時間と比較すると大きく上回っていることが指摘されており、さらに同地域において宅地造成によって、今後も人口の増加が予想されていることから、この消防力が脆弱な市北東地域の消防力を強化するため、平成27年4月開署を目指して北東分署を建設する。

②消防職員の適正配置

北東分署の開署時において、各署所でのバランスのとれた組織及び職員全体の適正配置を行う。（組織改革の実施）

③指揮支援隊の配置

現場活動上の安全管理の確保及び円滑、効果的な消防活動を目的とし、平成24年度から本市消防本部に指揮支援隊を配置し運用する。

④組織の再構築

市民へより良い消防行政サービスの提供ができるよう、バランスのとれた組織のあり方を検討し再構築する。

⑤特殊災害時の応援協定や機能別消防団の発足などの検討

複雑多様化する災害発生時に即時対応できよう、応援協定の充実や関係する市関係室との連携強化を図るなどの具体的な体制づくりの検討を行い、強化を図る。また、様々な能力や実情に応じて特定の活動のみに参加する機能別消防団の発足などの検討を行う。

2-2 「職員の採用」

①北東分署開署に伴う新規職員の採用

職員の長期研修や市、県への派遣、定年退職を勘案し、北東分署の開署時に分署機能が即時対応できるよう、また、他の署所にも機能低下を起こさないよう計画的に新規職員を採用する。

②再任用制度や行政専門員制度の活用及び制度活用時の職場体制を検討

現行制度の再任用制度及び行政専門員制度を活用するとともに、定数に含まれない職員の採用及び制度活用時の職員の職域や職場体制を検討する。

③人員確保に向けた勤務体制の見直し

現行の職員数で消防力を低下させることなく人員を確保できるような勤務体制の見直しを図る。

④計画的な職員採用

大量退職者による消防力の低下を防ぐため、退職者の人員を把握し先行採用など、中期的な職員採用の計画をたてる。

2-3 「職員の教育訓練」

①研修会・講習会、訓練への派遣

高度な専門知識や技術に加えて実践力を有する職員を育成するため、積極的に様々な研修会・講習会へ派遣を行う。また、職場内の訓練を実施するだけでなく、県内外で行われる各種訓練への派遣を行う。

②訓練の実施

指揮支援隊の運用に伴い新たな出動体制が定着し、いち早く効果的に運用が出来るよう、また、常に安全で迅速かつ的確な消防活動が行えるよう職員の技術向上を目的とした各種訓練を実施する。

③職員間の知識の継承

職員間の情報を共有するため、研修や訓練等に派遣された職員による講習会を実施するとともに、各室・署単位でも積極的に知識の継承が行える体制を整備する。

④人事ローテーションの確立

職員の知識や経験、能力などを把握し、本人の士気を上げるため、効果的な人事ローテーションを行い、複数の分野の知識や技術を習得することによって個人の能力をスキルアップし、

組織全体の向上を図る。

⑤研修参加計画に伴う人員配置

各署で、研修会・講習会参加時において人員不足が生じる場合があり、特に長期におよぶ研修では、職員が勤務を変更するなどの対策を講じていることを鑑み、研修会・講習会を考慮した人員配置の計画を立てる。

⑥地域密着型職員の育成

亀山市人材育成基本方針に基づき、地域づくりを推進するため、市民とともに考え職員自らが、地域の中に入り意欲的に行動できる職員を育成する。

2-4 「職員の高年齢化対策」

①勤務体制の見直し

職員の隔日勤務の見直しなど、高年齢者職員が持ち合わせた能力が十分発揮できるような勤務体制を検討する。

②安全管理体制の強化

肉体的に下降期にある高年齢職員が災害現場で活動している現状を鑑み、現場で安全に働ける体制を強化するのみならず、健康が維持できる職場環境を整備する。

③職域の拡大を検討

現在行っている消防業務だけでなく、今後の社会情勢に適応できる消防行政を構築するため、消防業務全般の職域拡大を検討する。

④資機材の軽量化

消防力を低下させることなく高年齢職員をはじめ、全ての職員が軽易に使用できる資機材を研究及び検討し、軽量化など効果的な資機材を導入する。

基本施策 3 : 通信体制の整備

急激に増加する救急需要や特異な火災等に対し、出動した隊員が効果的な活動を行うには、119番受信時の適切な情報収集及び迅速・正確な情報伝達が極めて重要である。

このことを維持するにはソフト、ハード両面において常に最新、最適の状態を維持することが要求される。

また、発生が危惧されている南海トラフを震源とする巨大地震をはじめ、経験したことの無いような大規模災害の発生時には、通信設備、機器の破損、通信回線の途絶なども予測されることから、通信回線の二重化、他消防本部での119番代理受信や、指令設備の共同運用方式による、施設、設備の二重化等を研究し、検討する必要がある。

ソフト面では、指令業務を行う職員の能力向上を図るとともに、通信指令装置等（通称、指令台）で使用する基礎データの充実、更新を行い、最新の情報で対応する。

ハード面では、現在使用している消防無線装置が「電波法関係審査基準」の一部改正により、平成28年5月までにアナログ方式からデジタル方式に変更する必要がある。

消防無線については、大別して他の消防本部との交信を前提とした共通波（全国共通波、県内共通波の総称で、緊急消防援助隊や応・受援出動時に使用する）と本市消防本部のみが使用する活動波とに分けられる。

共通波については、三重県は県内各消防本部及び三重県により一体整備が進められており、本市消防本部も同整備計画の一部として整備を進める。

活動波については単独事業とし、実施設計等整備を進める。

また、デジタル化に伴い通信指令装置等の改修が必要となるが、近年では救急出動の重複などにより、病院収容を終え帰署途中の車両を出動させるなど、流動的な運用が必須となっており、また北東分署の開署による消防力の強化にも配慮しつつ、効果的な機能の導入に向け検討を重ねている。

以上のことから、次の個別施策（3）、主な取り組み（9）を推進する。

◆個別施策の内容

個別施策	現状と課題	施策の方向	主な取り組み
3-1 119番受信体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信指令施設の有効な活用が必要である。 ● 1秒でも早く、また的確な指令を出す必要がある。 ● 救急車要請時に、的確な応急手当を指導して、救命率の更なる向上に資する体制の強化が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信指令施設の基礎データの充実、更新をする。 ● 的確かつ短時間での初動体制を確立させるため、専任指令室員だけでなく、補助にあたる職員も含め、職員全体の更なるレベルアップを図る。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 消防対象物、道路等必要な情報の確認と更新 ② 想定演習などによるスキルアップ ③ 事後検証により課題を改善

<p>3-2 消防通信体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年5月までに消防無線はアナログ方式からデジタル方式への変更が必要である。 ● 通信指令装置等は無線方式の変更により改修が必要である。 ● 無線方式の変更によりサイレン遠隔制御装置の改修が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 他市消防本部との交信に必要な共通波施設は三重県全域を一体整備し、本消防本部のみが使う活動波施設については独自で整備する。 ● 消防無線デジタル化に伴い改修などが必要になる施設、設備を総括的に検討する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 消防無線デジタル化（共通波）整備事業 ② 消防無線デジタル化（活動波）整備事業 ③ 通信指令装置等の改修整備事業 ④ 三重県衛星系防災行政無線更新整備事業
<p>3-3 大規模災害発生時における通信体制の整備</p>	<p>通信指令施設の二重化、代理受信、指令方法等の確立が必要である。</p>	<p>他消防本部による119番代理受信、通信指令施設の共同運用等の研究検討をする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 代理受信方式、共同運用の研究検討 ② メール等データ通信による災害通報の受信、指令伝達等の研究検討

◆主な取り組み別の具体的な内容

3-1 119番受信体制の充実

①消防対象物、道路等必要な情報の確認と更新

消防対象物、消防水利、道路、その他の情報は室・隊・署間での情報共有により確認と更新を行う。

②想定演習などによるスキルアップ

指令業務を行う職員に定期的に模擬119番受信訓練を実施し、処理能力の向上を図る。

③事後検証により課題を改善

- ・ 指令業務を行う職員の通信指令装置操作について、フローチャート式の手順書を作成して配置する。
- ・ 発生した事案について室内で検証を行う。また、全体検証により、室・署等での課題点を検証し、部隊運用を含め全体のレベルアップを図る。

3-2 消防通信体制の整備

①消防無線デジタル化（共通波）整備事業

- ・ 共通波は「消防救急デジタル無線及び通信指令施設等改修整備計画」に定める整備スケジュールにより事業を進める。
- ・ 整備にあたり、活動波や指令施設の改修整備と日程や接続方法等を調整する。

②消防無線デジタル化（活動波）整備事業

- ・ 活動波は「消防救急デジタル無線及び通信指令施設等改修整備計画」に定める整備スケジュー

ールに基づき平成24年度に実施設計を行う。

- ・実施設計にあたり、機器仕様及びオプション等を検討する。
- ・実施設計にあたり、前進基地局の配置を検討する。
- ・各基地局とのネットワーク接続を検討する。
- ・無線局（機器）の仕様及び工事方法を検討する。
- ・平成27年度運用開始に向け整備スケジュールに基づき事業を進める。

③通信指令装置等の改修整備事業

- ・既存機能の見直しや新規機能について研究し、施設的能力向上を図る。
- ・デジタル無線の付属機能との協調性について検討する。
- ・デジタル無線の導入時期を視野に入れた改修計画を策定する。
- ・自動車両管理システム（AVM装置）やGPSによる車両動態管理装置等を導入するとともに、運用方法を検討する。
- ・デジタル化に伴うサイレン吹鳴装置の遠隔制御の方法について検討する。
- ・工事にあたり指令能力の低下を最低限とし、実運用に支障のない工事方法を検討する。
- ・工事期間中の災害発生について、代替の緊急連絡方法を検討する。

④三重県衛星系防災行政無線更新整備事業

- ・設備の老朽化や情報の多様化・大容量化に対応するため、現在のアナログ対応機器をデジタル対応の次世代機器に更新する。

3-3 大規模災害発生時における通信体制の確保

①代理受信方式、共同運用の研究検討

- ・複数消防本部間による、代理受信、指令伝達方式等を研究し、検討する。
- ・他消防本部との指令設備の共同運用等を研究し検討する。

②メール等データ通信による災害通報の受信、指令伝達等の研究検討

- ・電話回線輻輳時等に有効と考えられるメール等データ通信による災害通報の受信方法等の研究をし、導入等について検討する。

「消防救急デジタル無線及び通信指令施設等改修整備計画」

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
アナログ無線	サイマル運用期間（デジタル無線併用期間）				アナログ無線
デジタル無線	共通波	整備（全体スケジュールによる）		運用開始	使用期限終了
	活動波	実施設計	整備	運用開始	
通信指令施設改修	デジタル化と協調し整備を進める				

基本施策４：救急体制の強化

救急活動は、火災予防活動、消火活動及び救助活動と並んで、消防行政の一翼を担っている活動であるが、その需要は増加の一途をたどっており、応急処置についても年々高度化している。また、平成21年5月に消防法の一部が改正され、消防の任務に傷病者の搬送を適切に行うことが追加されたことから、救急業務が消防の任務として明確化された。

本市においては、これらの需要に応えるため3隊の救急隊を運用するとともに、救急事案重複時や多数傷病者発生時も考慮して救急車4台を配備し、救急体制の充実に努めている。

救急に対する国民のニーズに応え、救急現場や搬送途上における応急処置の充実による傷病者の救命率の向上を図るために、平成3年から救急救命士の制度が導入され、より高度な観察及び応急処置を行うことができるようになったが、平成16年からは救急救命士による気管挿管が、平成18年からは薬剤投与が、平成21年からはアドレナリン（通称、エピペン[®]）の投与が可能となった。

今後さらに血糖値測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、重症喘息患者に対する吸入 β 刺激薬の使用、心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施を、救急救命士の実施可能な処置として新たに加えることについて実証研究を行うなど、さらなる救命率の向上が期待されている。

本市においてもこれらの資格を持った救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実に努めている。

しかし、高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化に伴って救急需要が年々増加の一途をたどっており、救急業務における需給ギャップが拡大し、1件当たりの活動時間が長時間となり、その間の当該救急隊の管轄地域での救急体制等に支障が生じ、病院収容所要時間が延伸する傾向にある。

また、近年の救急搬送において受入医療機関が速やかに決定しない事案が全国各地で発生し社会問題となっているが、県内においても、受入医療機関への照会回数が十数回に及ぶ受入医療機関選定困難事案が地域によって発生している状況である。

こうした状況の中で消防法が改正され、県は現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するための基準として平成23年4月に三重県が「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を定め、増加する救急需要への対応がなされているが、高齢化のさらなる進展などに伴い、今後も救急需要が増加し続けることが予想されることから、真に緊急を要する傷病者への対応の遅れによる救命率の低下が懸念される。

以上のことから、次の個別施策（４）、主な取り組み（１５）を推進する。

◆基本施策4における数値目標

区分	現状(平成23年度)	目標(平成28年度)	備考
救急救命士配置人数	17	26	最低1隊1名体制
薬剤投与認定救命士	12	22	
気管挿管認定救命士	6	11	
応急手当指導員・普及員の総数	160	250	市民200人/1名体制
応急手当指導員	73	83	
応急手当普及員 ^{※1}	87	167	

※1 普及員有資格者 平成21年新規19名 平成22年新規23名 平成23年新規15名
 平成21年再 5名 平成22年再 8名 平成23年再 17名
 合計 87名

平成24年から5年間で80名(毎年16名)の普及員を養成する。

◆個別施策の内容

個別施策	現状と課題	施策の方向	主な取り組み
4-1 救急業務の高度化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急業務の高度化を図るために、オンライン体制の強化、プロトコルの改正、事後検証体制を強化する。 ● 救急救命士にあっては高度な知識や技能が要求されることとなり、その知識・技能を常に維持向上させる再教育の体制づくりが必要である。 ● 救急需要の増加や職員の高年齢化、職員の大量退職、北東分署新設による救急隊数の増加などを考えた場合、さらに複数の救急救命士を確保することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急救命士の採用及び養成を推進するとともに、気管挿管認定救命士、薬剤投与認定救命士の養成と効果的な再教育体制を構築する。 ● 救急業務の高度化に的確に対応するとともに、医療機関との連携強化などを図る。 ● 救急隊の現場活動技術のレベルアップと高度治療医療機関への早期搬送体制を構築する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 救急救命士の養成と救急救命士再教育実施要領に基づく病院実習の実施 ② 救急車が医療機関で待機するワークステーション方式の運用に向けた調査・研究 ③ 現場活動の標準化と病院前救護処置の充実
4-2 増加する救急業務への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢化のさらなる進展や住民意識の変化に伴って救急需要が増加し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 増加する救急出動に対応できる救急隊を整備する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 救急隊数の増強 ② 市民に向けた広報の推進

	<p>続けることが予想され、救急出動件数が年々増加し、病院収容所要時間が延伸することで救命率に影響が出る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 核家族化の進展やコミュニティ意識の希薄化といった社会的背景や小児救急をめぐる医療体制上の課題など、安易な救急要請を減少させ、真に救急出動が必要な重症患者に迅速かつ的確に対応することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● メディアやポスター、パンフレット等、様々な手段を活用して市民への広報活動を行う。 ● 高齢者や乳幼児の関係者に対して、病院情報や小児救急電話相談事業等の存在をPRし、その利用を促す。 ● 応急手当の相談窓口として、救急相談窓口を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 医療情報案内等の利用促進 ④ 救急相談窓口の設置に向けた調査・研究
4-3 市民による救命率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民への応急手当知識の普及は、救急事案の救命率の向上を図るといふ本来の効果だけではなく、大規模災害等における自主救護能力の向上や救急業務に対する理解の促進による救急車利用の適正化といった効果も見込むことができる。 ● 緊急出動業務と兼務して応急手当の指導業務を行っている現状で、講習会の回数を増やすことに限度がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急手当の普及促進のため、応急手当インストラクターの確立や応急手当普及員制度により、市民の希望（開催日時や開催場所、回数等）に沿った応急手当講習会を開催できる体制を整備することにより、受講者の増加を図る。 ● AEDの設置促進や応急手当の普及啓発を行い、バイスタンダーによる応急手当などの実施率を向上させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急手当インストラクターの確立に向けた調査・研究 ② 応急手当の普及啓発を更に促進する体制の調査・研究 ③ 応急手当講習会の充実 ④ AEDの設置促進 ⑤ 心肺蘇生開始までの時間短縮を目的としたファーストレスポnder体制の調査・研究
4-4 救急資器材の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急活動の基本となる国際的な「心肺蘇生ガイドライン」は概ね5年ごとに見直しが行われており、当該見直しに 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急活動の高度化に対応した資器材の整備・充実を図るとともに、心肺蘇生ガイドラインの変更の際には、当該 	<ul style="list-style-type: none"> ① 救急資器材の計画的な整備 ② 救急車両更新計画の検討 ③ ディスポーザブル

	<p>伴う活動方法の変更などにより、新たな資器材の導入や交換が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 肝炎やエイズ等の感染防止について、活動する消防職員のみならず、搬送傷病者から他の搬送傷病者への感染を防ぐために、一層の消毒・滅菌処理が必要である。 	<p>変更に適した資器材への変更を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 救急資器材は常に新たなものへと進化しているため、現有資器材の更新の際には、最新式の資器材を導入していく。 ● 感染防止のための消毒・滅菌資器材にあってはディスポーザブル製品（再使用せず、消毒・滅菌の必要がない製品）の使用について考慮していく。 	<p>製品の明確化と高度感染防止性能を有する救急衣の更新</p>
--	---	---	----------------------------------

◆主な取り組み別の具体的な内容

4-1 救急業務の高度化の推進

①救急救命士の養成と救急救命士再教育実施要領に基づく病院実習の実施

- ・救急救命士の採用・養成を行い、救急救命士常時最低1名乗車体制を目指す。
- ・職員採用の際、救急救命士の資格保有者の採用について考慮する。
- ・薬剤投与のできる救急救命士を養成する。
- ・気管挿管のできる救急救命士を養成する。
- ・救急救命士再教育実施要領の病院実習などを計画的に実施することで、医師や看護師等と顔の見える関係を構築し、オンラインメディカルコントロール、事後検証、収容率の向上、多数傷病者発生時における連携などの各体制について強化を図り、更なる救急業務の高度化を目指す。
- ・市健康福祉部、亀山医師会及び地域の一次・二次医療機関と更なる連携強化を図り、病院収容までの時間短縮に努め、また、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に準じて活動し、傷病者の症状に応じた医療機関への迅速かつ適切な救急搬送に努める。

②救急車が医療機関で待機するワークステーション方式の運用に向けた調査・研究

医学的見地からの救急隊員の再教育は、活動内容の質の向上に不可欠であるため、救急ワークステーション方式（救急車を病院に待機させながら研修を行い、救急出動の際に当該病院から直接出動する方式）の実施に向けた調査・研究を行う。

③現場活動の標準化と病院前救護処置の充実

- ・救急現場で重症度判定を正しく行い、適切な医療機関へ搬送できる体制を構築するため、現場活動の標準化を行う。

- ・医師によるJATEC^{※2}、ISLS^{※3}と連携した体制を構築するため、JPTEC^{※4}、PSLS^{※5}等の外傷病院前救護処置プログラム、脳卒中病院前救護ガイドライン等の研修を受講した救急隊員を、救急隊1隊に常時1人以上の配置を目指す。

※2 JATEC (Japan Advanced Trauma Evaluation and Care)

医師に対する標準的外傷初療ガイドライン

※3 ISLS (Immediate Stroke Life Support)

病院等のERを中心とした神経蘇生の標準的な診察または観察の学習を支援する研修システム

※4 JPTEC (Japan Prehospital Trauma Evaluation and Care)

救急隊向け病院前外傷救護処置ガイドライン

※5 PSLS (Prehospital Stroke Life Support)

救急隊向け脳卒中病院前救護ガイドライン

4-2 増加する救急業務への対応

①救急隊数の増強

増加する救急出動に対応するため、北東分署開署に伴い救急隊数を増強する。

②市民に向けた広報の推進

- ・救急車の適正利用を呼びかけるポスターを市民から公募し、優秀作品を広報に利用する。
- ・適正利用に関するパンフレット等を作成して公共施設や医療機関に配置し、市民へPRする。
- ・救急車を呼ぶべき状態と自分で対処してもらう状態とについて具体的事例で分かりやすく解説した資料を作成し、「広報かめやま」や亀山市ホームページ等を利用して市民に周知する。

③医療情報案内等の利用促進

救急車を呼ぶほどではないが何処の病院に行けばよいかわからないなどの理由で緊急を要しない方に対して、救急講習等の機会を通じて県の医療情報案内システムや厚生労働省の小児救急電話相談（#8000）を周知し、利用促進を図る。

④救急相談窓口の設置に向けた調査・研究

軽症利用者等に対して病院情報の提供、応急手当相談などのサービスを行う救急相談窓口の設置に向けた調査・研究を行う。

4-3 市民による救命率の向上

①応急手当インストラクターの確立に向けた調査・研究

- ・市民個々の要望（開催日時や場所、回数等）に沿った応急手当講習会を開催することにより、救命率の向上や救急車利用者の適正化などの普及啓発を図るため、看護師OBや消防OBが応急手当講習会の指導者（インストラクター）となる体制の確立に向けた調査・研究を行う。

- ・ 1世帯に1人以上の講習会修了者がいる状態を目指す。
- ②応急手当の普及啓発を更に促進する体制の調査・研究

消防職員のOB等により各種情報や推進計画の管理、応急手当普及員の養成、講師の派遣や指導用人形の貸出し手続について一括管理するセクションの整備を行うなど、市民への応急手当の普及啓発活動を更に促進する職域拡大を踏まえた調査・研究を行う。
- ③応急手当講習会の充実
 - ・ 中学校や高等学校の授業において止血法や心肺蘇生法等の応急手当について活用をしてもらうため、教職員の方に各種講習会へ積極的に参加の協力を依頼する。
 - ・ 事業所の保健担当者や自治会役員、教職員等を応急手当普及員として養成し、当該所属の関係者に対して応急手当の普及啓発を図らせる。
- ④AEDの設置促進

24時間市民が必要とした時すぐに使用できるよう、公共施設や事業所に対し、AED設置の普及促進を図る。
- ⑤心肺蘇生開始までの時間短縮を目的としたファーストレスポnder体制の調査・研究

心肺停止の傷病者に対し早期の心肺蘇生開始が重要であることから、心肺蘇生開始までの時間短縮のために新たな救急体制として、消防団員、教職員、災害ボランティア等を活用するファーストレスポnder^{※6}体制の調査・研究を行う。

※6 ファーストレスポnder

消防機関から十分な訓練を受けた一般人等を現場に派遣し、応急手当を行ってもらう体制。心肺停止から心肺蘇生法が開始されるまでの時間について、10分以内90%を目標とする。

4-4 救急資器材の整備

- ①救急資器材の計画的な整備
 - ・ 救急救命士の高度な応急処置に対応した訓練用人形その他の救急資器材について、計画的な整備を図る。
 - ・ 医師等の意見も参考にしながら、新たな応急処置に対応できる救急資器材の導入を図るとともに、計画的な更新を行う。
- ②救急車両更新計画の検討

救急出動が年々増加する中、遠方医療機関への搬送も多くあり、救急車両の走行距離が延びてきているため、車両更新計画の見直しを検討する。
- ③ディスプレイ製品の明確化と高度感染防止性能を有する救急衣の更新
 - ・ いつ流行するかわからない新型インフルエンザ等のパンデミック（世界流行）や新興・再興感染症の発生はじめ、年々増加している救急出動により救急隊員が感染を受ける機会が増加している。救急資器材を再使用することは、例え消毒・滅菌を実施したものであっても完全とは言い難く、救急隊員が感染を受けるリスクを高めるだけでなく、傷病者等にも有益ではない。救急隊員等の安全を第一に考え、感染の

リスクが高い資器材（フェイスマスク、気道確保のためのチューブ類等）はディスプレイ製品に変更していく。

- ・傷病者に接触しやすい上半身の前面は特に感染を受けやすいと考えられる。救急活動で着用する救急衣の見直しを図り、より高度な感染防止性能を有する救急衣に更新する。

基本施策 5：防火対策の推進

火災から市民の生命と財産を守り、市民の安全を確保することは消防行政の目的であるが、火災予防のためには、消防機関だけではなく、他の行政機関や事業所、地域さらには市民が、それぞれ自らの責任と役割分担を認識し、相互に協働して総合的な連携を図ることが重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災時において、小中学生を対象に実践的な防災教育を実施していた地区とそうでない地区との差が避難方法などにあらわれ、結果として生死を分けた事例があったことから、子どもの頃から消防・防災教育を行い、危機管理意識を高めていくことが課題である。

近年は火災被害の中心がデパートやホテル等の大規模事業所から、雑居ビル等の小規模事業所や社会福祉施設、一般住宅に移っている状況で、平成23年における全国の火災による死者の状況をみると住宅火災による死者数は1,766人であり、このうち65歳以上の高齢者は、711人で、住宅火災による死者数の66.4%を占めている。本市では、平成23年に高齢者1名が住宅火災にて亡くなっていることから、高齢者を含めた災害弱者に対する対策を中心として、住宅の防火安全性を高めていく対策を総合的に促進することが重要である。

また、放火による火災件数も毎年、上位になっており、全国的にも増加傾向になっていることから、放火を防止するため一人ひとりが防止対策を心がけるとともに、地域ぐるみで放火されにくい環境をつくる必要がある。

予防行政については、建築確認の同意事務や消防用設備等の設置指導を実施していますが、建築物の大規模化・高層化・複雑化に伴い、建築物に関する予防行政を遂行していくためには高度で専門的な知識が不可欠となってきおり、それらに対応できる人員を確保するとともに、いかに効果的かつ効率的に建築予防行政を行なっていくかが課題である。

現在、危険物施設においては、許認可審査や完成検査を行なうとともに、立入検査等を通じて危険物の取扱者に安全管理指導を行い、安全の確保を目指しているが、限られた人員と時間の中でいかに効果的かつ効率的に査察を行なっていくかが課題である。

以上のことから、次の個別施策（4）、主な取り組み（15）を推進する。

◆基本施策5における数値目標

区分	現状（平成23年度）	目標（平成28年度）
住宅用火災警報器の設置率	69.4%	100%
建築物の年間立入検査回数	113回	150回
危険物施設の年間立入検査回数	99回	150回

◆個別施策の内容

個別施策	現状と課題	施策の方向	主な取り組み
5-1 防火思想の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が初期消火や安全避難などの知識を身につけることが重要である。 ● 各種の媒体を利用した防火PRが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に魅力のあるイベントや講座を利用して防火意識の啓発を図る。 ● 将来の消防及び地域防災を担う人材の育成を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 各種イベント等の開催 ② 自治会及び事業所等に対する消火訓練指導及び防火講話 ③ 防火協会事業 ④ 幼年消防クラブ育成事業 ⑤ 少年消防クラブ育成事業 ⑥ 女性防火クラブ育成事業
5-2 住宅防火対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。 ● 高齢者世帯に対する防火意識の育成が急務である。 ● 全国的に放火犯罪が増加しており、放火されない環境を作ることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民と地域、事業所及び行政が連携して、住宅用火災警報器・防災製品の設置・普及を促進し、火災による財産被害や死者の軽減を図る。 ● 放火防止対策の普及啓発を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 住宅用火災警報器の設置促進 ② 住宅用火災警報器の設置率の調査 ③ 一般住宅の防火診断 ④ ひとり暮らし高齢者の防火指導 ⑤ 放火防止対策の普及啓発及び空家、枯草等の管理指導
5-3 建築物の火災予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火管理者の未選任事業所が存在する。 ● 消防職員による防火対象物の立入検査実施割合が低い状態である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物における防火管理体制の必要性・重要性を周知徹底する。 ● 立入検査計画を立てて計画的に実施する。 ● 予防技術資格者^{※1}の確保と立入検査体制の見直しを図る。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 防火管理体制の普及及び推進 ② 立入検査体制の強化及び資質向上
5-4	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の経年劣化によ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設管理体制の強化 	<ol style="list-style-type: none"> ① 自主保安体制の

危険物施設の 安全対策	る災害発生のおそれがある。 ● 限られた人員の中で の効率的な立入検査 が求められる。	を図ることにより、 危険物災害の発生を 抑制する。 ● 立入検査計画を立て て計画的に実施す る。 ● 予防技術資格者の確 保と立入検査体制の 見直しを図る。	推進 ② 立入検査体制の 強化及び資質向 上
----------------	--	---	---------------------------------

※1 予防技術資格者

火災予防業務の専門化、高度化が図られ、それらに対応するための予防業務の専門員を養成する資格制度で検定合格と実務経験が必要です。種類は、防火査察（立入検査、防火管理または違反処理等に関する業務担当）、消防用設備等（消防同意、消防用設備等に関する担当）、危険物（危険物に関する業務を担当）があります。

◆主な取り組み別の具体的な内容

5-1 防火思想の普及啓発

①各種イベント等の開催

- ・年2回の火災予防運動を継続実施することにより防火思想の普及啓発に努める。
- ・防火フェアや各消防署でのイベントに、多くの市民が集まるよう新たな工夫を凝らしながら実施する。
- ・市内の小学校の児童を対象とした防火協会主催の防火ポスターのコンクール等を引き続き開催し子どもの頃から防火思想を育む。
- ・市民や事業所への放火防止対策の普及啓発を図る。
- ・小学生向けの防火パンフレットを作成し、市内各小学校へ配布をして火災予防の重要性を深める。

②自治会及び事業所等に対する消火訓練指導及び防火講話

- ・自治会及び事業所等に対する消火訓練指導を継続実施する。
- ・自治会及び事業所等に対する行政出前講座を継続実施する。

③防火協会事業

- ・防火協会は、防火思想の普及啓発を図る目的で、各種事業所により組織されており、現在335事業所が加入している。今後も様々な活動を通じて活性化を図り、火災予防思想の普及啓発に努める。
- ・火災予防に関する各種イベント等の共催、各種防火組織の後援を行う。

④幼年消防クラブ育成事業

- ・幼年消防クラブは、現在、市内の私立保育園の内3園（3クラブ、147名）が活動している。今後も様々な活動を通じ、防火についての意識付けを図る。
- ・活動報告をする機会と場所を提供することにより組織強化に努める。

⑤少年消防クラブ育成事業

- ・少年消防クラブは、市内の小学4年生から6年生を対象として、平成24年4月にクラブ員数16名で発足しており、今後は最高30名程度までクラブ員を募集して将来の消防及び地域防災を担う人材の育成を図る。
- ・魅力ある少年消防クラブの活動を展開させるために指導者の育成を図る。

⑥女性防火クラブ育成事業

- ・女性防火クラブは、市内各地域の女性を対象として、8クラブ（102名）が活動している。今後も活動内容、活動方法などを検討して、活性化に努める。
- ・魅力ある活動計画を立て組織強化に努める。

5-2 住宅防火対策の推進

①住宅用火災警報器の設置促進

- ・消防職員が実施する住宅防火診断に加え、設置率の低い地域を中心に消防団員の訪問による設置指導を継続実施して設置促進を図る。
- ・関係機関等と連携し、各種イベントや講習会といった様々な手段を用いることにより、住宅用火災警報器等を始めとした住宅用防災機器の設置促進を図る。
- ・火災による被害の低減に効果の高い防災製品の普及促進を図る。

②住宅用火災警報器の設置率の調査

- ・消防職員の住宅防火診断、消防団員の住宅訪問設置指導時をはじめ各種イベント及び講習会開催時にアンケート調査を実施して、設置率などを調査する。
- ・設置率の調査は、本市全域の設置率を把握するとともに、地区別の設置率をはじめ設置していない場合の理由など、設置指導の検討資料にできる内容のアンケートとする。

③一般住宅の防火診断

秋及び春の火災予防運動実施期間中に実施している一般住宅の防火診断を継続的に実施することにより、住宅における効果的な防火対策を促進する。

④ひとり暮らし高齢者の防火指導

市健康福祉部、警察及びガス事業所等と合同で実施している住宅防火指導を、継続的に実施することにより、住宅における効果的な防火対策を促進する。

⑤放火防止対策の普及啓発及び空家、枯草等の管理指導

- ・「広報かめやま」や亀山市ホームページ等を利用して、放火防止対策の普及啓発に努める。
- ・行政出前講座等講習会開催時に放火に対する注意を呼び掛ける。
- ・空家及び枯草等、放火されやすい場所の管理者に対して指導する。

5-3 建築物の火災予防対策

①防火管理体制の普及及び推進

- ・防火管理者講習会の年1回開催を継続的に実施するとともに、講習会では自衛消防

隊の活動や消火・通報・避難訓練の指導などを中心に事業所における消防力の強化を図る内容で実施する。

- ・ 防火管理者の選任が行われていない事業所に対して防火管理制度の周知を図るとともに、防火管理者の選任を指導する。
- ・ 業態別の消防計画作成マニュアル及び避難訓練実施マニュアルを作成して、亀山市ホームページ等に掲載するなど、防火管理業務の推進を図る。

②立入検査体制の強化及び資質向上

- ・ 毎月、項目を決めて立入検査を実施する。
- ・ 特定防火対象物^{※2}を中心に立入検査を実施する。また、特定防火対象物547施設の内、自力避難困難者がいる病院、社会福祉施設等の28施設については、1年に1回以上立入検査を実施する。
- ・ 予防技術資格者制度による資格（防火査察及び消防用設備等）を計画的に取得させる。

※2 特定防火対象物

災害発生時に大きな被害が発生するおそれがある建物を「特定防火対象物」といいます。百貨店やホテル等不特定多数の人が使用する建築物、病院や社会福祉施設が該当します。

5-4 危険物施設の安全対策

①自主保安体制の推進

- ・ 危険物取扱者試験予備講習会の年2回開催を継続的に実施することにより、危険物取扱者の育成に努める。
- ・ 危険物施設別の自主点検マニュアルを作成・配布し、自主保安体制の推進を図る。
- ・ 6月第2週の「危険物安全週間」を活用して、事業所ごとに危険物施設の特別点検を促し、事故及び災害発生の防止を図る。
- ・ 危険物安全週間中に、地域及び施設を選定して立入検査を実施することにより自主保安体制の強化を図る。

②立入検査体制の強化及び資質向上

- ・ 立入検査要員の増員を図り、立入検査実施体制を強化する。
- ・ 自主点検を活用した効率的な立入検査方法を導入する。
- ・ 予防技術資格者制度による資格（危険物）を計画的に取得させる。

基本施策 6 : 地域防災力の強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災で経験したように、大規模な災害が発生した場合は、災害による被害を少しでも小さくするために、「自分の命は自ら守る」を原則として、市民の防災意識の高揚や地域における相互扶助体制の充実に取り組み、自主的な救助・救援活動等を行うことが重要である。

現在のところ、本市消防本部は自治会を始め自主防災組織等の地域や事業所を対象に、主に消火訓練や避難訓練、救急講習を指導しているが、大規模災害等で迅速な応急体制と救出・救護体制の強化を確立するため、今後は救出訓練なども含めたより総合的な訓練の実施と地域相互の助け合いや地域と事業所が連携する体制づくりを市関係部局とも調整しながら構築していく必要がある。

以上のことから、次の個別施策（3）、主な取り組み（8）を推進する。

◆基本施策6における数値目標

区分	現状（平成23年度）	目標（平成28年度）
防災講習会実施回数（自治会等）	14	60
防災講習会実施回数（事業所等）	52	200

区分	現状（平成23年度）	目標（平成28年度）
着衣泳指導員数	2	10
着衣泳講習受講者数	20	300

◆個別施策の内容

個別施策	現状と課題	施策の方向	主な取り組み
6-1 各種団体の育成指導	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害等で幅広く必要となってくる知識、技術の向上を図るための訓練や講習が実施されていない。 消防訓練や救急講習などの実施状況に偏りがあり、市全体に普及啓発する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の各種団体に対して消防独自の防災訓練や防災講習会を開催する。 消防訓練や救急講習、着衣泳講習等の水難事故にも対応した訓練などの必要性を広報し、市全体に普及啓発を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 防災講習会の実施 広報活動及び普及啓発活動の実施 各種訓練等の普及啓発及びモデル地域の選定 指導員の養成及び訓練受講の推進

6-2 地域消防力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所やその付近で災害が発生した場合の協力体制が確立されていない。 ● 亀山市地域防災計画の周知、徹底、実動に対する問題の精査を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の持つ消防力と地域の連携で防災力を高める。 ● 市民、事業所、市関係部局がそれぞれの役割を果たし、問題点を精査する体制を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所と地域の連携強化 ② 事業所と地域が連携強化を図るための制度を研究、検討 ③ 亀山市地域防災計画及び災害関連マニュアルの周知、徹底及び検討
6-3 消防用設備等の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火栓ボックスや住宅用火災警報器、消火器等の設置率の低い地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防用設備等の設置促進を図る。 	<p>広報活動及び普及啓発活動の実施</p>

◆主な取り組み別の具体的な内容

6-1 各種団体の育成指導

①防災講習会の実施

- ・ 消防が培ってきた技術を市民用アレンジした指導マニュアルや市民用テキストを作成し、市民にもできる救助法や身近な救助資機材の使用方法等を指導する。
- ・ 防災講習会の実施を促進し、より多くの方に防災意識の高揚を図る。
- ・ 市危機管理局が行っている講習会や訓練等と調整を図り、より良い訓練のあり方を確立する。

②広報活動及び普及啓発活動の実施

市民用テキストや防災講習会の内容などを「広報かめやま」や亀山市ホームページ等で広報を行うほか、各種イベント等で展示を行う。

③各種訓練等の普及啓発及びモデル地域の選定

防災講習会や消防訓練、救急講習などの普及啓発が十分でない地域に対し、必要性を説明する機会を設け、実施を促す。また、積極的に実施している自治会や自主防災組織等をモデル地域として「広報かめやま」や亀山市ホームページ等で随時紹介し、市全体の防災意識の向上を図る。

④指導員の養成及び訓練受講の推進

現在、本市消防本部において、水難事故に対する指導を行える職員は2名であり、今後計画的に指導員を増やし、効率的に普及啓発を図る。また、講習会の機会を増やし、受講者数の増加を図る。

6-2 地域消防力の強化

①事業所と地域の連携強化

- ・ 社会福祉施設等では大規模災害時にスタッフ不足で避難誘導が困難になることが予想されるが、地域の協力が得られれば効率的な避難が可能と思われるため、連携を図る訓練などの実施を検討する。
- ・ 地域の持つ情報や人員、事業所の自衛消防隊や重機等は、平常時の火災や救助、更には大規模災害発生時に活用することができれば大きな消防力になることから、様々な消防力となりえる力の研究と活用方法を検討する。

②事業所と地域が連携強化を図るための制度を研究、検討

事業所と地域の連携を更に強化するため、また地域防災力を高めるためには、各団体や事業所が各自の判断により地域貢献活動として自主的に消火や人命救助などの消防活動を行えるような体制や有効な制度が不可欠であるため、その研究、検討をする。

③亀山市地域防災計画及び災害関連マニュアルの周知、徹底及び検証

- ・ 亀山市地域防災計画を始めとする、災害関連の各種マニュアルに想定された災害発生時の行動を職員に周知、徹底を図るための訓練を実施する。
- ・ 市民、事業所等と災害関連の各種マニュアルに想定された災害発生を想定した連携訓練などを実施し、地域防災力の向上を図る。
- ・ 様々な災害を想定した訓練を実施し、防災関連の各種計画、マニュアルの検証をする。

6-3 消防用設備等の設置促進

広報活動及び普及啓発活動の実施

消火栓ボックスや住宅用火災警報器、消火器等の消防用設備等の必要性について、「広報かめやま」や亀山市ホームページ等で広報を行うほか、各種イベント等で紹介し、設置促進を図る。

基本施策 7：消防団の充実強化

消防団は、地域の安心・安全を確保するため欠かせない組織であり、大規模災害時の対応などに貢献し、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、全国的に団員数の減少、高齢化、被雇用者化などの課題に直面している。

本市消防団は、平成17年の市町合併以降、13分団、団員定数 415 名で推移しているが、今後、消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する市民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。

以上のことから、次の個別施策（4）、主な取り組み（15）を推進する。

◆個別施策の内容

個別施策	現状と課題	施策の方向	主な取り組み
7-1 消防団員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化や就業構造の変化に伴って消防団員の高齢化が進む中で、世代交代が必要である。 ● 地域防災に意欲のある人材を幅広く消防団員として任用するため、消防団を取り巻く環境の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民、自治会、事業所等に対して、積極的な広報活動などにより消防団員の確保に努める。 ● 消防団協力事業所認定の促進に努め、消防団員が活動しやすい体制を整備する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 自治会活動やボランティア活動などへの消防団員の参加及び高等学校等への啓発活動 ② 大規模災害時に対応する予備的消防団員として、元消防職団員の任用を検討 ③ 機能別消防団編成の研究、検討 ④ 消防団協力事業所の認定
7-2 消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団員の80パーセント以上が被雇用者であることから、事業所の理解と協力が必要不可欠である。 ● 市民や家族の理解と協力が不可欠である。 ● 女性分団の活動について、更なる拡充を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団員の意見を積極的に取り入れ、きらりと光る消防団を目指す。 ● 消防団行事への市民、事業所、消防団員の家族等の参加を促進する。 ● ホームページ等を活用し、消防団の活動を広くアピールする。 ● 各種行事への女性分団の参画を推進する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 消防団員の意見を集約 ② 事業所、家族等へのPR活動 ③ 亀山市ホームページの活用 ④ 消防団啓発活動 ⑤ 女性分団の特性を生かした各種行事の展開

<p>7-3 消防団員の教育訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害に対応するためには、消防団員の現場対応力の向上が不可欠である。 ● 複雑多様化する災害に対して、適切に対応するためには、その知識、技術の向上が不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の即時対応能力を向上する。 ● 常備消防との訓練を実施し、知識、技術の向上を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 計画的な教育訓練の実施及び派遣 ② 常備消防との連携強化
<p>7-4 消防団施設・装備の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内41箇所の消防団車庫のうち9箇所が築30年以上経過している。 ● 現行の消防団施設の配置は、市制施行以前の考え方に基づくものであり、人口や消防団員の実態などを総合的に考慮し、実情に応じた施設の適正配置が必要である。 ● 小型動力ポンプ付積載車等の更新計画に加え、適正配置や積載資機材の検討を要する。 ● 女性分団には車両の配備が無く、各種活動に支障をきたすことがある。 ● 消防団員の活動上の安全確保のため、装備品の見直しを検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化の度合や地域の実情などを総合的に考慮し、計画的に整備する。 ● 車両等の消防団装備について計画的に更新し、適正配置を図る。 ● 女性分団用車両の配備及び保管場所の整備を計画する。 ● 各種活動に応じた安全装備を整備・充実する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 消防団車庫(詰所)の計画的な建替え ② 小型動力ポンプ付積載車等の計画的な更新及び小型動力ポンプ等の配置再編 ③ 女性分団用車両の配備計画 ④ 消防団員の装備品の充実

◆主な取り組み別の具体的な内容

7-1 消防団員の確保

①自治会活動やボランティア活動などへの消防団員の参加及び高等学校等への啓発活動

- ・自治会活動やボランティア活動などへ消防団員が積極的に参加し、PRを実施する。
- ・消防職員による高等学校等への啓発活動により、次世代消防団員の確保に努める。
- ②大規模災害時に対応する予備的消防団員として、元消防職団員の任用を検討
 - 元消防職員や消防団員の豊富な知識や経験を基に、大規模災害発生時に消防活動に従事する予備的な消防団員の任用を検討する。
- ③機能別消防団編成の研究、検討
 - 情報収集、広報など、特定の活動にのみ従事する消防団員の編成について研究、検討する。
- ④消防団協力事業所の認定
 - 既存の消防団協力事業所の継続更新及び新たな消防団協力事業所の認定増進に努める。

7-2 消防団の活性化

- ①消防団員の意見を集約
 - 各分団から委員を選出しての意見交換会を開催するなど、生の意見を取り入れることで、消防団の活性化を推進する。
- ②事業所、家族等へのPR活動
 - 消防団行事において、市民、事業所や家族等の参加啓発を促進する。
- ③亀山市ホームページの活用
 - 消防団活動を掲載し、アピールする。
- ④消防団啓発活動
 - 啓発グッズの作成やポスターの掲示などによる啓発活動の促進を図る。
- ⑤女性分団の特性を生かした各種行事の展開
 - 各種行事において、女性分団の特性を生かせる行事内容を検討するとともに、女性分団の行事への更なる参画を推進する。

7-3 消防団員の教育訓練

- ①計画的な教育訓練の実施及び派遣
 - 消防学校へ派遣するとともに、消防署による各種講習・訓練の実施により、情報収集、広報、訓練指導などの各分野におけるエキスパートを各分団に育成する。
- ②常備消防との連携強化
 - 消防署員との合同訓練を実施し、連携強化を図る。

7-4 消防団施設・装備の整備

- ①消防団車庫（詰所）の計画的な建替え
 - 市内41箇所の消防団車庫（築30年を経過）の建替え及び改修を推進する。
- ②小型動力ポンプ付積載車等の計画的な更新及び小型動力ポンプ等の配置再編
 - ・小型動力ポンプ付積載車等の更新は、状態や経過年数等を総合的に考慮する。
 - ・地区別人口、消防団員の実態等を総合的に検証し、消防車庫の配置を検討する。

③女性分団用車両の配備計画

女性分団の各種活動の更なる充実を図るため、車両の配備及び保管場所の整備を計画する。

④消防団員の装備品の充実

活動上の安全確保から、装備品の充実強化を推進する。

基本施策 8 : 災害対応力の強化

近年、消防の対応すべき事案は、通常の火災や救急事案のほか、大規模地震、毒性物質発散などによる特殊災害、複雑な構造の施設や多様な危険物を取り扱う事業所における火災、さらには、テロ災害等、災害態様が複雑化・多様化していることから、こうした災害に十分に対応できる適切な消防、救急、救助、予防体制等の整備を図るとともに、他都市で発生した大規模・特殊災害に対しても、緊急消防援助隊等による積極的な応援派遣を求められている。このような各種災害現場において、隊員の安全管理の確保及び円滑・効果的な消防活動を遂行することを目的とした指揮支援隊を配置し、消防力がより強固なものとなるような運用が必要である。

また、現在の救助活動においては、交通事故による出動件数が大半を占めているところであり、今後も増えていくことが予想される交通事故による救助要請に迅速に対応できるよう、さらなる体制づくりが必要である。

さらに、国や県では、内閣府により発表された、南海トラフの巨大地震に関する震度分析、津波高、浸水域及び被害想定等を受け、地震対策の見直しが図られているところであり、動向を注視しつつ、近い将来に発生が危惧されている東海・東南海・南海三連動地震といった大規模な災害に対応できる高度な救助体制の整備や地域事情に応じた対策を強化することが急務となっている。

今後、多種多様な災害による被害の軽減を図るほか、災害等による傷病者の迅速かつ適切な救急搬送を行い、市民が安心して安全に暮らせる街づくりのために、職員一人ひとりが災害対応能力を向上させる必要がある。

以上のことから、次の個別施策（4）、主な取り組み（13）を推進する。

◆基本施策 8 における数値目標

区分	現状値	目標値 [平成 28 年度]
火災・救急出動に関する所要時間 [火災：出動指令から放水開始まで] [救急：出動指令から病院収容まで]	火災：15分 救急：42分 [平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 カ年平均]	火災：10分 救急：35分 [平成 24 年度からの平均]

◆個別施策の内容

個別施策	現状と課題	施策の方向	主な取り組み
8-1 高度な救助体制の構築	● 当直職員が救急や火災事案等、全ての災害に対して兼任体制のため、その限られた人員の中から救助隊を確保することは困難を要す	● 建物の高層化に伴う都市型救助の増加に備え、ロープ救助におけるグローバルスタンダードな資機材の導入と職員の養成を図る。	① 都市型救助技術※の導入を検討 ② 自動車専用道路等における救助体制の強化 ③ 高度な救助隊員の

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害事案の変化に対応できる士気旺盛にして高度な知識と技術を有する職員を養成するとともに、より高度な消防・救助体制の整備が急務となっている。 ● 今後予想される大規模地震等広域的な災害に対し、迅速かつ的確な警防活動を展開していくため、各分野における専門的職員を育成することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車専用道路等における大規模な事故に対して救助業務を迅速かつ効果的に実施するため、道路管理者や医療機関との相互連携をさらに強化する。 ● 高度な救助技術や専門的な知識や技術を習得した隊員を養成する。 	養成
8-2 救助資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な災害や特殊災害等への対応の強化を目的とした高度な救助資機材の整備が必要である。 ● 救助工作車導入時に購入した資機材が老朽化している。 ● 大規模災害発生時には特有の防災資機材が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度な救助資機材の整備・充実を図る。 ● 救助工作車更新時に充実した資機材の整備を図る。 ● 大規模災害発生時に必要となる防災資機材の整備を図る。 ● 特殊災害や都市型救助に必要な資機材を研究する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 特殊災害等に対応した資機材の検討 ② 救助工作車更新時に充実した資機材の検討 ③ 大規模災害発生時に必要となる資機材の検討 ④ 都市型救助に必要な救助資機材の研究
8-3 指揮体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場指揮では、災害状況を把握、分析し、初期段階においては活動方針の決定、活動中においては被害の軽減と隊員安全管理の徹底など重要な使命をはたさなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指揮命令系統を確立する。 ● 専門知識を習得した指揮支援隊員を育成する。 ● 安全管理を主眼とした指揮体制を確立する。 ● 的確な報道対応のできる体制を確立する。 	指揮支援隊の運用
8-4 組織活動力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種災害による出動件数の増加、災害の複雑化・多様化、市民二 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な訓練や消防学校等の研修派遣により災害対応能力の 	<ol style="list-style-type: none"> ① 災害対応訓練と研修 ② 実災害の対応と

	<p>ーズの高揚などから、災害現場への到着時間や活動時間が延伸している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害が発生した直後には災害が集中する事が予想され、膨大な消防力が必要である。 ● 大規模災害が発生した場合には、防災関係機関との強固な連携が必要である。 	<p>向上を図り、本市の実情に応じた消防力の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時の初動体制を強化する。 ● 市危機管理局や防災関係機関等との連携を強化する。 	<p>検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 各活動時間の短縮 ④ 大規模災害発生を想定した職員の情報伝達訓練等の初動体制訓練の実施 ⑤ 防災関係機関と合同訓練などにより強固な連携体制の推進
--	---	--	--

※ 都市型救助技術

主に山岳用ロープ、カラビナ、軽量の滑車、組み立て式のレスキューフレーム等を組み合わせて、迅速化・省力化を図る救助法。はしご車や救助工作車が使えず、少人数しか入れないような狭い場所で、より効率的な救助が期待できる。

◆ 主な取り組み別の具体的な内容

8-1 高度な救助体制の構築

① 都市型救助技術の導入を検討

- ・ 建物の高層化に伴う都市型災害に対応するため、都市型救助技術の導入について検討する。
- ・ 都市型救助技術教育を実施し、必要な知識や技術を有する職員を養成する。

② 自動車専用道路等における救助体制の強化

自動車専用道路等における救急・救助業務に関し、関係市町や高速道路株式会社等との連携を強化するため、関係機関による合同訓練を実施する。

③ 高度な救助隊員の養成

消防学校、消防大学校等に設置されている救助隊等の養成講座による教育を受講し、専門的知識や技術を習得した隊員を養成する。

8-2 救助資機材の整備

① 特殊災害等に対応した資機材の検討

化学災害、大規模地震災害等による特殊災害等の対応力を向上させるため、各種専門資機材の検討をする。

② 救助工作車更新時に充実した資機材の検討

救助工作車の更新時には、発生頻度の高い交通救助事案に必要な資機材を中心に本市の実情に応じたあらゆる災害に対応できる最新の資機材を検討する。

③大規模災害発生時に必要となる資機材の検討

大規模災害発生時に必要となる特有の救助資機材（バール、のこぎり等）や消防活動上必要な燃料、食料の備蓄、通信手段など総合的な検討をする。

④都市型救助に必要な救助資機材の研究

都市型救助技術の導入を検討する中で、少人数による救助活動を迅速に行うために必要な資機材について研究する。

8-3 指揮体制の確立

指揮支援隊の運用

複雑化・多様化する災害に対応するため、消防活動時の指揮体制を万全にし、消防力の強化を図る。

◆指揮支援隊について

1 目的（必要性）

災害現場において、いち早く実態を把握し災害による人的、物的及び社会的被害の軽減をトータル的に考え、活動方針を決定し、出動隊に任務分担を付与することにより活動部隊を効率的に運用させるとともに、消防団員を含む出動隊員の安全を確保することを目的とする。

2 人員及び主な任務

◇原則として、次に掲げる3名で編成する。

①指揮支援隊長・・・現場の統括（状況判断、指揮、統制）

②隊員（指揮担当）・・・隊長の補佐、部隊の運用・管理、安全管理

③隊員（情報・通信担当）・・・災害に関する情報の収集・管理、通信、現場広報

3 運用

平成24年4月1日から、隊長以下2名で運用を開始しており、専用車両、資機材の整備及び人員増による完全運用を平成25年1月1日と予定している。

4 研修・教養

①先進消防本部、消防学校等の教育機関へ職員を派遣し、指揮に関する知識・技術を習得する。

②知識・技術を習得した職員による職場内研修を定期に開催し、指揮支援隊員だけでなく、職員全体のスキルアップに努める。

③各種の災害対応指揮訓練を重ね、時間経過で変化する災害に柔軟に対応できる指揮支援隊員を育成する。

8-4 組織活動力の強化

①災害対応訓練と研修

各種災害に迅速に対応するため、消防庁舎や消防学校の施設を活用した実践的な訓練を計画的に行うとともに、消防学校の各教育課程等職場外研修を受講し、職員へフィードバックする職場内研修を行うことで職員一人ひとりの能力向上を図る。

②実災害の対応と検証

本市の実情に応じた消防力の強化を図るため、災害発生時には指揮支援隊と一体となった効果的な消防活動を展開し、あらゆる災害における活動内容の検証を実施することで、本市の消防力に見合った活動基準の導入を検討する。

③各活動時間の短縮

災害対応時における迅速な活動を実施するため、訓練、研修、実災害の検証を繰り返し実践することで、職員の能力が主体となるソフト面の向上を図る。また、北東地域への現場到着時間を短縮させるため北東分署開署や資機材の軽量化などハード面の強化を行うことで、災害現場への到着時間や活動時間の短縮を図る。

④大規模災害発生を想定した職員の情報伝達訓練等の初動体制訓練の実施

大規模災害発生直後における初動体制を強化するため、消防職員の情報伝達訓練や初動における対応訓練を実施する。

⑤防災関係機関と合同訓練などにより強固な連携体制の推進

市危機管理局を始めとする防災関係機関と総合防災訓練などの合同でできる訓練を積み重ね、各役割分担や責務、情報伝達など個々に検証し、強固な連携体制を構築する。

基本施策 9：広域連携体制の充実

消防の広域化については、平成18年6月の消防組織法の改正に伴い、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が示され、各県において消防広域化推進計画を作成するものとされた。三重県においても、「三重県消防広域化推進計画」が平成20年3月に策定され、それに基づき、市町村消防の広域化の協議が進められており、その進展に的確に対応していく必要がある。

市町村における火災等は当該市町村の消防責任が原則であるが、行政区域内で発生した、地震、風水害、林野火災等のようにその災害が大規模で広域に及ぶ場合は、市町村の個々の消防力だけでは対応できないことがある。そのため、消防相互応援協定に基づき応援及び受援体制が整備されており、隣接する津市、鈴鹿市、滋賀県甲賀市との間に、消防相互応援協定に基づく境界付近の隣接応援協定を締結し、境界付近で発生した建物火災等について、応援の出動態勢が整備され、この協定に基づき、毎年訓練を実施している。

また、平成24年4月には、藩主交代の歴史を共有するまち、岡山県高梁市と、7月には郷土の未来に対し共通した理念を有しているまち、青森県五所川原市との間に大規模災害時において、被災市が独自では十分な応急処置が実施できない場合に、被災市における応急対策及び復旧活動を円滑に遂行することを目的とした災害時相互応援協定を締結している。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、三陸沿岸沖で発生したプレート型地震で、マグニチュード9.0のエネルギーにより、いまだかつてない規模の地震と、それに伴う想像を絶する津波は、沿岸部はもとより内陸部まで甚大な被害をもたらしました。この災害には全国から緊急消防援助隊が派遣され、本市消防本部にあっても三重県隊の消火部隊として、3班13名が千葉県と宮城県に出動し、消火及び人命検索活動に従事した。

現在、東海・東南海・南海地震の発生が危惧されているところですが、この震源域が連なる南海トラフ（浅い海溝）の最大級の巨大地震について、内閣府が死者は関東以西の30都府県で最大32万3千人に達するとの被害想定が公表された。マグニチュード9.1の地震で最大32メートルの津波が太平洋岸を襲い、震度7の強い揺れなどで最大238万棟が全壊・消失すると想定された。このような大規模な災害が発生し、県内の消防力をもってしても対応できない場合には、他の都道府県からも消防応援を受けることになり、そのための制度が緊急消防援助隊制度である。

平成7年に阪神・淡路大震災が発生した当時には全国的な消防応援体制が確立されていなかったため、消防の応援が必ずしも有効に機能したわけではありませんでした。このことから、平成15年の消防組織法改正により、緊急消防援助隊制度が明文化され、全国的に緊急消防援助隊が発足し、大規模災害に対する全国規模での緊急応援体制が確立されてきている。

以上のことから、次の個別施策（3）、主な取り組み（6）を推進する。

◆個別施策の内容

個別施策	現状と課題	施策の方向	主な取り組み
9-1 消防の広域化	<ul style="list-style-type: none"> ● 県が想定する8ブロックの構想での広域化については、根本的に大きな課題があり、全体的に見て慎重に見極めている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内8ブロックの現実は不可能と判断し、平成25年度以降における4ブロック（北勢4市1町）の広域化を視野に入れた議論を進めていく。 	<p>消防の広域化についての調査・研究及び検討</p>
9-2 消防相互応援協定の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内での大規模災害発生時の応受援体制が整備されているが、効果的な初動活動は策定されていない。 ● 派遣時には、人員と資材に限りがあり、消防力が手薄となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防相互応援協定の内容を拡大する。 ● 消防相互応援協定に基づく訓練などを計画実施する。 ● 大規模災害発生時における初動活動のあり方を検討する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 三重県総合防災訓練への参加 ② 消防相互応援協定に基づく訓練の実施及び連携強化 ③ 大規模災害発生時における初動対応要領を構築
9-3 緊急消防援助隊の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 消火部隊として1隊4名を登録している。 ● 派遣時には、人員と資材に限りがあり、消防力が手薄となる。 ● 受援計画を情勢の変化に合わせて修正及び受援訓練を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最新資機材の配備と隊員の訓練により、高度化を推進し、地方ブロックや全国合同訓練への積極的な参加を図る。 ● 受援計画の内容を精査する。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 緊急消防援助隊中部ブロック、近畿2府7県合同訓練への参加 ② 受援計画の見直し及び受援訓練の実施

◆主な取り組み別の具体的な内容

9-1 消防の広域化

消防の広域化についての調査・研究及び検討

消防広域化については、消防体制の基盤強化、効率的な人員配置などスケールメリットを生かすため、他市の状況を注視しつつ調査、研究を進め、将来的な展望を見据えた検討をする。

9-2 消防相互応援協定の充実

①三重県総合防災訓練への参加

毎年、県開催される三重県総合防災訓練へ参加し、知識、技術の向上に努める。

②消防相互応援協定に基づく訓練の実施及び連携強化

消防相互応援協定に基づく、境界付近の隣接応援協定を締結している津市、鈴鹿市、甲賀市と毎年訓練を実施するとともに、他市との意見交換の場として、消防技術、知識の向上に努める。また、高速道路についても、消防相互応援協定に基づいた訓練を実施するとともに連携強化を図る。

③大規模災害発生時における初動対応要領を構築

東日本大震災を踏まえて、大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動体制を検討すると共に対応要領を作成する。

9-3 緊急消防援助隊の強化

① 緊急消防援助隊中部ブロック、近畿2府7県合同訓練への参加

・現在、本市消防本部は、緊急消防援助隊へ、消火部隊を登録しており、毎年開催される中部ブロック及び近畿2府7県合同訓練に消火部隊として参加し、知識、技術の向上に努める。

・次期高規格救急車の整備にあわせて、緊急消防援助隊整備事業(国庫補助)を要望し、緊急消防援助隊の救急部隊の登録及び後方支援部隊の登録も検討する。

② 受援計画の見直し及び受援訓練の実施

緊急消防援助隊受援計画について、情勢の変化に伴う見直し修正を行うとともに、当計画に基づき計画的な訓練を実施する。

8 プランの推進に向けて

本プランには、主な取り組み別の具体的な内容を掲げているが、さらにこれらを着実に推進していくためには年度ごとの具体的な実施計画を作成する。

年度ごとの主な取り組みについては、当該年度が終了する時点でその進捗状況を確認・検証し、翌年度以降の実施計画に反映することで、適切な進行を管理することとする。